# EU-GMP Annex1 Report Application (フリーソフト)

### 1. 概要

本ソフトウェアは KC-32、KC-31 の測定データを EU-GMP Annex1 の空気清浄度評価方法 に従って評価する Microsoft Excel 用のマクロです。

対応 OS	Microsoft Office Excel 2010、Excel 2007 日本語版
バージョン	Version 1.06
公開日	2012年7月26日
ファイルサイズ	594KB

※ なお、対応 OS の一部で、マイクロソフト社がサポートを終了したものについては、弊 社でもサポート対象外として今後お知らせする場合がございます。

### 2. ダウンロードとインストール手順

- 1) ハードディスクに、ダウンロードしたファイルを保存するためのフォルダを用意して ください。 例えば "RION"
- 2) [ダウンロード] をクリックして、上記 1.で作成したフォルダ内へ zip ファイル 「EU-GMP\_Annex1\_Report\_Application.zip」を保存してください。
- 3) zip ファイルを解凍してください。Excel マクロを実行してご使用ください。
  ※ 本マクロをお使いの際は、Excel のメニュー「ツール」→「オプション」→「セキュリティ」タブよりマクロのセキュリティレベルを「中」以下に設定して下さい。

2022/4以降excelマクロは自動的にブロックされるので、以下の方法でブロックを解除してご使用ください。

- (1) ファイルをローカルハード ドライブ、ネットワーク共有、クラウド共有などに保存します。
- (2) エクスプローラーを開き、ファイルを保存したフォルダに移動します。
- (3) ファイルを右クリックし、コンテキスト メニューから[プロパティ]を選択します。
- (4) [全般]タブの下部に、[セキュリティ]のセクションが表示されます。[ブロック解除]チェック ボックスをオンにして、[OK]を選択します。

#### 3. お問い合わせ

ご質問等がございましたら、お手数ですが弊社、微粒子計測器販売課までお問い合わせ下 さい。

TEL: 042-359-7878

### 4. ソフトウエア使用許諾契約書

本使用許諾契約書(以下、「本契約」という。)は、お客様が本ソフトウェアを利用していただくための使用条件を定めており、ダウンロードサービス画面に記載された目的を前提として使用許諾します。

お客様は、本契約の各条件に同意された場合のみ、本ソフトウエアをダウンロードして使 用することができます。

### 1) 著作権

本ソフトウェアの著作権はリオン株式会社(以下、「当社」という。)が留保します。 本ソフトウェアのダウンロードにより、お客様には、本契約中で許諾される本ソフトウェ アに使用権以外はなんらの権利も発生しません。

### 2) 使用許諾

当社は、お客様に対して、以下の条件で、本ソフトウェアの非独占的使用権を無償で許諾 します。

- (1) お客様は、自ら使用するだけのために、本ソフトウェアをダウンロードすることができます。
- (2) お客様は、本ソフトウェアを自らが使用する目的でダウンロードし、インストールしたコンピュータのみで使用ができます。
- (3) お客様は、本ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまた は逆アセンブルをすることはできません。
- (4) お客様は、本ソフトウェアの全部または一部を複製、改変、翻案、加工その他の変更 をすることで、模造品、修正品または類似品を作ることはできません。または第三者 に貸与または譲渡できません。
- (5) 本ソフトウェアは、将来バージョンアップをおこなうことがあります。バージョンアップがおこなわれた本ソフトウェアについて、別途のソフトウェア使用許諾契約が締結されない限り、本契約が適用されるものとします。

#### 3) 使用許諾の終了

お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、当社が通知をすることなく、本契約及 び本契約に基づく本ソフトウェアの使用許諾は終了します。お客様は、本契約の終了後直 ちに、本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアの原本及び複製物を、すべて破棄 しなければなりません。

### 4) 保証

当社は、お客様に対し、本ソフトウェアの性能および性能がお客様の使用目的に合致していること、本ソフトウェアに欠陥がないことを含むがそれに限られない一切の保証はいたしかねます。

当社は、お客様が本ソフトウェアを使用すること、または使用できなかったことから、直接または間接に蒙った損害について、事由のいかんを問わず、一切責任を負いません。

## 5) 権利放棄

いかなる場合においても、お客様または当社が本契約に基づく権利を実行しないことをもって、かかる権利の放棄とは解釈されることはなく、また、本契約の効力に影響を与えるものではありません。

# 6) 完全合意

本契約は、本ソフトウェアに関するお客様と当社の完全かつ唯一の合意であり、過去の他 の書面または口頭による合意、表示または伝達に取って代わるものとします。

# 7) 準拠法及び管轄裁判所

本契約の準拠法は、日本法とし、日本法により解釈されるものとします。 お客様と当社間で本契約に関して生じる紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。